

マイナンバーカードの
新規申請サポート・
受領（交付）サポートに係る
助成の手続について

福祉施設・支援団体の方向けへのご案内

【施設・支援団体の方対象】 マイナンバーカードの代理での手続助成金について

マイナンバーカードの初めての申請において、自身での申請やカード受領が困難な対象者(以下2)の方のために、代理申請及び代理受領(交付)のサポートをしていただく、姫路市内の支援者及び施設等の団体(以下1)に対し、**一人一手続当たり4,000円**の助成を行います。

1 助成金の支払い対象の要件

- 姫路市内に事業所を要する施設及び支援団体であって、マイナンバーカードの新規申請及び受領(交付)手続に支援を要する方へのサポートを行う施設等が対象
(支援者が個人の場合は対象外)
- 事前に姫路市と調整し、対象者の氏名・人数・日程・申請方法・住民票の所在地・準備物等を届け出た上、承認を得ること
(事後の申し出は助成対象外)
- 支援団体や施設が姫路市内であれば、対象者が姫路市に住民票がなくても、申請サポートの場合は助成対象です。
受領(交付)サポートの場合はカード交付が住民票登録市町村にて行われるので、市外に住民票がある方は助成の対象外。
- 支援者が法定代理人(成年後見人等)の場合は助成の対象外。

2 代理での申請及び受領(交付)の支援が行われる対象者の要件

- ①施設に入所している方
- ②要介護・要支援認定を受けている方
- ③障害のある方
- ④長期入院している方(概ね3か月以上入院している方が対象)
- ⑤75歳以上の方
- ⑥成年被後見人、被保佐人、被補助人である方
- ⑦社会的参加を回避し、概ね家庭にとどまり続けている状態にある方(いわゆる引きこもり状態にある方)

※対象の施設等の定義や細かな対象確認については、事前協議の際に説明いたします。

➡事前調整は姫路市オンライン手続ポータルサイトで受付

<https://lgpos.tkc.asp.lgwan.jp/cu/282014/ea/residents/portal/home>

1 支援の内容等

(1) マイナンバーカードの新規申請サポート(代理申請)

➡次頁の「2 新規申請サポートの方法について」を参照してください。

(2) マイナンバーカードの受領(交付)サポート(代理受領(交付))

姫路市においては市役所本庁舎でのみ交付を行っています。

・午前9時から午後5時まで(土日祝日及び年末年始は除く)

・休日交付窓口:午前9時から午後4時30分まで開設。(月2回:日程はホームページで確認を!)

事前に一覧を提出の上、受領(交付)手続の予約をしてください。

【必要物】対象者本人の本人確認資料と交付手続に来所される支援者の本人確認資料等

👉必要物の詳細は6ページか姫路市マイナンバーコールセンター(電話:221-2150)で確認を!

問い合わせ先はこちらまで

・姫路市マイナンバーコールセンター

電話:079-221-2150

・姫路市住民窓口センター
マイナンバーカード担当

電話:079-221-2844



2 新規申請サポートの方法について

【注1】顔写真(縦4.5cm×横3.5cm、正面無帽・無背景のもの)

☆施設や支援者がご本人の代わりに申請することができます。

①各施設や支援者がスマートフォンまたはパソコンで申請する	②郵送で申請する	③市役所や出先機関でID付申請書を発行してもらい、紙申請する
個人番号通知カードを送付した際の申請書IDを利用してスマートフォン・パソコン・証明用写真機等で本人の承諾を得て写真を撮り、申請する	ご本人の顔写真【注1】を個人番号通知カードについている申請書又は国のホームページからダウンロードした申請書に貼りつけて郵送で申請する	ご本人からの委任状と、本人・代理来庁者の本人確認資料(どちらも原本)を持参し、市役所または市の出先機関にてID付の申請書を発行依頼→ご本人の顔写真【注1】を貼りつけ、郵送または事前に連絡した市の機関に持参
交付時来庁方式のため、別途受取手続きが必要(代理交付ページも参照)	交付時来庁方式のため、別途受取手続きが必要(代理交付ページも参照)	交付時来庁方式のため、別途受取手続きが必要(代理交付ページも参照)
★申請書IDをQRコードで読み取り、申請手続きを行ってください。	申請書ダウンロード、郵送先等は https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/mail_apply/ にてご確認ください。	事前に市の担当者に連絡し、どこで申請するかの手続きが必要となります。

※①～③とも、申請サポート手続きで支援者等に助成します。事前に市の担当者と調整したもののみが助成の対象です。

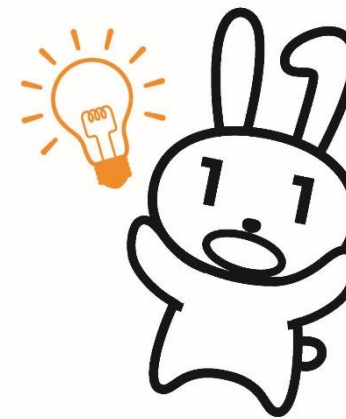
3 受領(交付)サポートの方法について

☆やむを得ない理由があれば、施設や支援者がご本人の代わりに代理受取することができます。

【代理交付が認められる場合の例】

- 1 病気や身体などの障害がある
- 2 施設等に入所している
- 3 要介護または要支援の認定を受けている
- 4 成年被後見人・被保佐人・被補助人(代理人は成年後見人・保佐人・補助人に限る)
- 5 75歳以上の高齢者
- 6 妊婦
- 7 長期(国内外)出張者、長期航海する船員、海外留学されている方
- 8 高校生・高専生
- 9 15歳の中学生
- 10 中学生(15歳未満)、小学生、未就学児(代理人は法定代理人(親権者)のみ)

※受領(交付)サポートを利用し支援者等に助成します。事前に市の担当者と調整したもののみが助成の対象です。また、受取日時を市と打ち合わせの上、ご来所してください。多数案件を同時に受取の場合は、事前予約がないと、受領(交付)に時間を要します。(姫路市オンライン手続ポータルサイトでの受付)



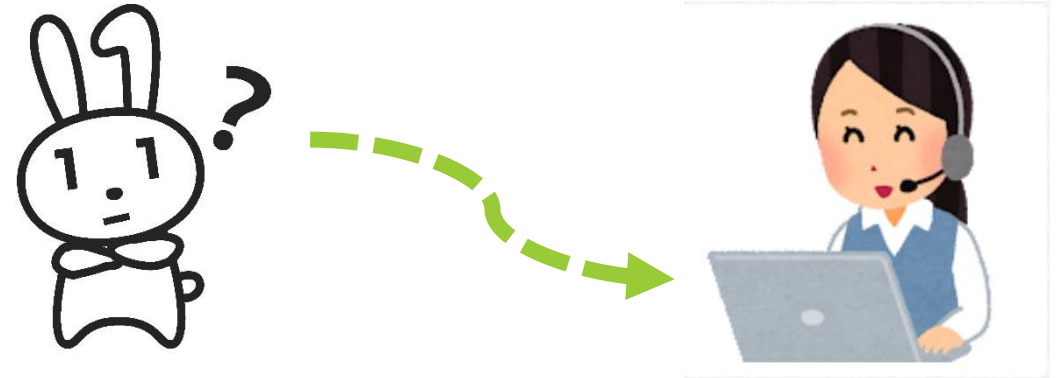
※代理で受け取る場合の必要書類は次頁で紹介いたします

4 受領(交付)サポート時にカードを 代理人が受け取る場合の必要書類

【代理で受け取る場合の必要書類】

- ①本人が来庁できないことを確認する書類原本
- ②本人の本人確認資料原本
- ③通知カード:回収します(紛失の際は申し出要)
- ④(お持ちの方のみ)住民基本台帳カード
- ⑤交付通知書(ハガキ)
- ⑥代理人の本人確認資料原本
- ⑦委任状(⑤の交付通知書(ハガキ)の「委任状」欄にご記入ください。)(暗証番号設定時は暗証番号欄への記入必須です。)

※本人の受取よりも嚴重な対応が必要なため、事前に本人の委任状や暗証番号の設定等の記載がない場合は、来庁が2回以上必要な場合があります。



※必要な持ち物等の詳細は
姫路市マイナンバーコールセンターまで
お問い合わせください。

電話:079-221-2150

5 施設や支援者にお勧めの方法

第1
おススメ

手続種類

長所

短所

① 出張申請を利用し、市側が施設等に出向いて本人確認を行い、郵送にてカードを送付する
【申請時来庁方式】

・一度の手続でカードの受取手続までできる
・写真の撮影等慣れている市職員や委託事業者が手続してくれる。
【注意！】申請サポートや受領(交付)サポートのための助成制度の対象外

・本人確認資料が必須
・事前にリストを提出し、申請書IDを発行する必要がある
・他市町の方は郵送交付を確約できない。
・市職員と日程調整が必要

第2
おススメ

② 出張申請を利用し、市側が施設等に出向いて申請を行い、支援者側が代理でカードの交付を受ける
【交付時来庁方式】

・申請手続を委託事業者のみで行うが、暗証番号等の申請書を事前に記載しておくことが可能で交付時の手間が省ける
* 受領(交付)サポートの手間に対し、4,000円の助成が受けられる

・市職員が同行しない。(委託事業者のみ)
・代理交付時に、支援者が本人確認資料と代理来庁者の本人確認資料を持参する必要がある。(※)
・①の方法で申請しても、必要な本人確認資料が足りないなどの場合は②となります。

③ 申請も交付も代理で支援者が行う

・市役所を介さずに申請ができる。
* 2度の手間に対し、4,000円×2=8,000円/1人の助成が受けられる

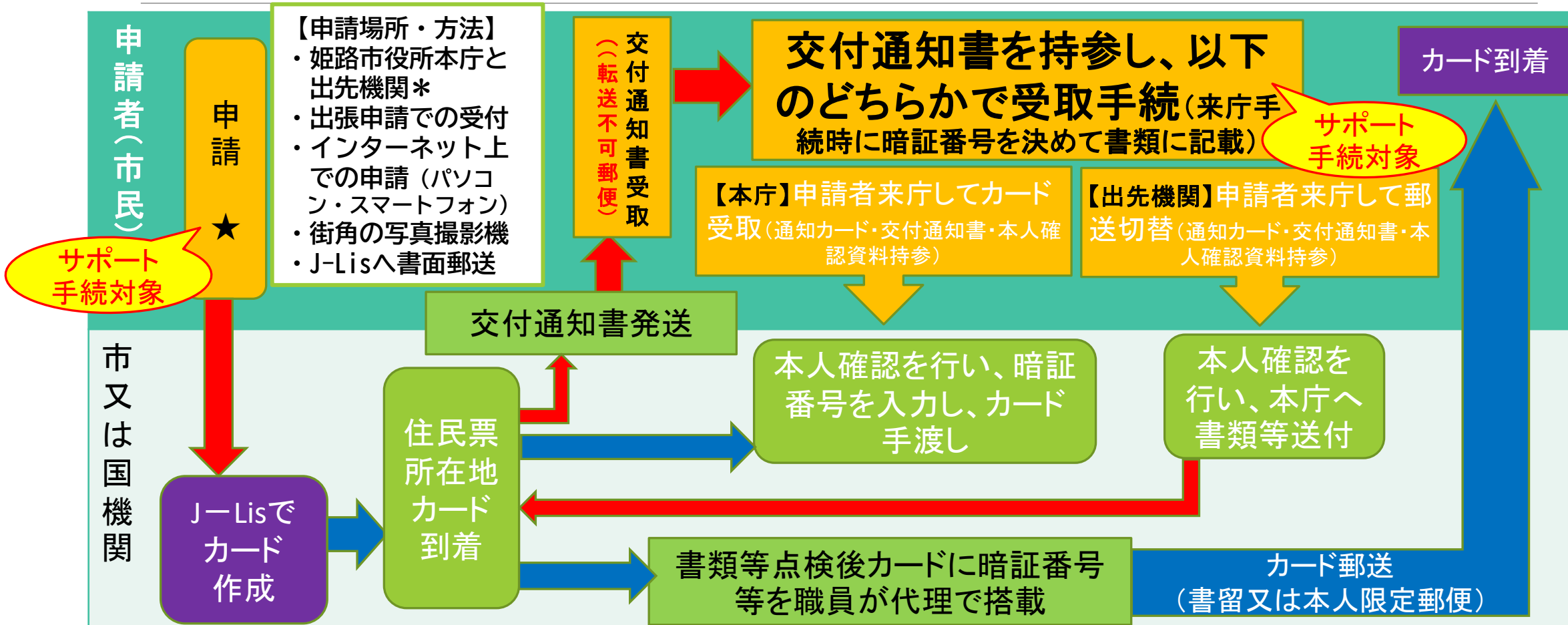
・写真の撮り方などで不備があれば再度の手続が必要。
・代理交付時に、支援者が本人確認資料と代理来庁者の本人確認資料を持参する必要がある。(※)

* 助成には事前に市側への名簿提出等の申請が必要です。

※多数案件を一度に受け取る場合は事前に市と日時等の調整必要。姫路市オンライン手続ポータルサイトで受付後案内します。

6 マイナンバーカード申請⇒交付の流れ

★申請時に本人確認資料等が全て揃い、市職員が確認できれば、以下の流れを経ずに、住民登録地市役所から直接申請者のところへカード郵送できます。(姫路市以外の市町村においては申請時来庁方式で郵送手続きしている場合に限る)



* 出張所とサービスセンターでは写真撮影の支援はありません。写真撮影希望の場合は本庁か支所・地域事務所、出張申請にて!

【参考1】 申請時来庁方式と交付時来庁方式

厳格な本人確認が必要なマイナンバーカードにおいては、どの時点で本人確認資料を提示していただくかにより、次の2つの手続き方式があります。

申請時来庁方式(B方式)	手続	交付時来庁方式(A方式)
<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に写真の撮影又は添付をする。 ・本人確認資料の提示が必要。 ・通知カードの持参が原則必要。 ・暗証番号を決めて書類記載を行っておく。 	カード申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に写真の撮影又は添付を行う。 ・手ぶらでの申請可。
カードがJ-Lisから姫路市役所に届いたら、職員が事前に提出された書類に基づき、暗証番号をカードに設定し、書留(本人限定受取書留又は簡易書留)で送付する。	カード交付時	カードがJ-Lisから姫路市役所に届いたら、「交付通知書」を本人宛に送付。「交付通知書」と本人確認資料を持参し、市役所本庁で本人が暗証番号を決めてカード受取。(出先機関で同様の手続をし、郵送切替可能)
—	代理人交付	<ul style="list-style-type: none"> ・交付通知書に本人が代理人の受取同意欄と代理人指定欄・暗証番号欄を記載すれば代理人が手続可能。 ・本人確認資料と代理人の本人確認資料が必要。 ・本人が来庁できないことを確認する書類の原本も持参必要

おすすめはこちら
ですが、サポート
助成対象外です

※本人確認資料と代理人の本人確認資料は次頁(10P)に記載。原本提示が必要です。

原本のみ(写し不可)、有効期限のあるものは期限内に限る。サポート受領(交付)手続の場合、本人分と代理人分の両方の本人確認資料(原本・有効期限内)が必要です。

8 本人確認資料について

(必要書類の不備は交付不可！申請時か交付時に本人確認必須)

【A】顔写真付きの下記のもの

- ・住民基本台帳カード(顔写真付)
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)
- ・旅券(パスポート)
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・在留カード(16歳以上の方)
- ・特別永住者証明書(16歳以上の方)
- ・一次庇護許可書
- ・仮滞在許可書

通知カードがあれば【A】は1点で、【B】は2点でOK。通知カードがない場合は、(079-221-2150)までお問い合わせを！

【B】[氏名・生年月日]または[氏名・住所]が記載された公的証明書等

- ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・地方公務員共済組合員証 ・介護保険被保険者証
- ・福祉医療受給者証(乳幼児等医療費・子ども医療費等)
- ・各種年金証書 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書
- ・船員手帳 ・宅地建物取引士証 ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給者証
- ・社員証 ・学生証 ・在留カード(16歳未満の方)
- ・特別永住者証明書(16歳未満の方)
- ・ゆうちょ銀行の預金通帳(氏名及び住所の記載があるもの)
- ・高齢者福祉優待カード
- ・学校名が記載された各種書類(卒業証書等)
- ・母子手帳(出生届出済証明のあるもの) 等

★施設入所者等については、施設長が発行する「顔写真証明書」もB1点として本人確認資料となります。

【参考2】 介護の必要な方の申請で注意すること

* 書面送付時のカード申請書の送付先 〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター 宛

	注意すること	出張申請利用ならこちらの方法で対応します
成年後見人制度 を利用している	後見か、保佐・補助かで対応が変わります。 後見の場合は本人が申請行為を行えません。 (保佐・補助の場合: 目録に記載があるかどうかで 本人が申請できる場合とできない場合があります。)	・本人の写真撮影後、申請書に貼付し、法定代理人 (後見人他)に渡す 書類の作成協力は可能 です。法 定代理人が申請書を確認後、直接J-LIS*へ送付し てください。(★申出があればJ-Lis宛封筒をお渡しします) * J-Lis=地方公共団体情報システム機構
住民票を別のところ に置いている (出身世帯など)	住民票所在地でどなたかが代わりに郵便物の受取が できるかどうかを確認してください。郵便物の受取をす る人がいない場合は居所登録(施設等入所証明必要) で対応できる場合がありますのでご相談ください。	通知カードやご本人確認資料が揃っていれば現在 お住まいの施設等に 送付先設定 をしてカードを送付 できます。但し、 施設等の入所証明が必要 です。
家族のところに郵 便転送している	転送している先にはカードや交付通知書は送付できま せん。	転送をはずしていただいた上、カードや交付通知書 を送付します。施設以外の住所地の場合は施設に 居所登録することで対応できる場合があります。
居所は姫路市だ が住民票は他市 や他町	申請は可能ですが、住民票所在市町に後日カードを取 りにいくこととなります。(本人確認資料原本確認の上、 その写し添付で該当市町がカードや交付通知書を郵 送可能かどうか当該市町に問い合わせしてください。)	写真撮影と申請書の受付のみ行います。(居所登録 や送付先設定は原則受付しておりません。)

9 マイナンバーカードの電子証明書

	どんなときに必要なの？	注意することは？
電子証明書 (*希望制)	<ul style="list-style-type: none">・署名用電子証明書はe-TAXや電子申請に必要な電子情報。暗証番号は大文字英字と数字の組み合わせで6文字以上16文字以下。希望しなければつけなくても可。・利用者用証明書はコンビニでの住民票発行やマイナポータルで利用時に必要な電子情報。暗証番号は数字4桁。希望しなければつけなくても可。15歳未満はこちらのみ搭載可能。・4桁の暗証番号は住民基本台帳用と券面事項入力補助用と利用者用電子証明書の登録は必須。(このとき、利用者用電子証明書暗証番号は不要でもシステムには入力要ですので、ご了承ください。)・電子証明書の有効期限は両方とも5回目の誕生日まで	<ul style="list-style-type: none">・署名用電子証明書は4情報(住所・氏名・生年月日・性別)に変更があれば自動失効する。(軽微な修正以外)・署名用電子証明書は外字やローマ数字が含まれていればもともと搭載されていないので、文字の置き換え後発行する

当初申込時の他、いつでも電子証明書をつけるかどうかを選ぶことができます。
★変更の際は必要な本人確認資料を持参の上、市役所で手続きを！

どちらも不要の際は
次頁の顔認証マイナンバーカードを選べます

10 顔認証マイナンバーカードって？



【簡単にいうと？】

暗証番号の設定が不要な
マイナンバーカードです

(決まりごと)

- ・無作為の4桁の暗証番号を設定した上でロックを掛ける
- ・追記欄に「顔認証」と記載される

◆顔認証マイナンバーカードでできること

- 券面の顔写真や記載事項(4情報)を用いた本人確認書類
- 保険証としての利用(保険証利用登録をした場合に限る)

◆顔認証マイナンバーカードでできないこと

- ×マイナポータルの利用
- ×コンビニ交付
- ×その他オンライン手続き

顔認証マイナンバーカードは暗証番号の入力が必要な手続きはできません

◆マイナンバーカードを保険証として利用するには登録が必要です。

【保険証利用登録するにはどこでできる？】

- ▶顔認証カードに切替前・・・①マイナポータルで申込(自身のスマホ等) ②セブン銀行のATMで申込

※姫路市民の方はこちらでも→③姫路市役所本庁の保険証登録設定支援窓口でマイナポータルに申込

④支所・地域事務所・駅前市役所等にある行政情報端末でマイナポータルに申込

※顔認証カードの切替時や新規申請時に同意いただければ、市の職員が保険証利用申込を代行します。

- ▶顔認証カードに切替後

・・・医療機関等の顔認証付きカードリーダーでのみ申込できます！(上記①～④ではできなくなります！)

【参考3】

【個人番号通知カード】

マイナンバーカード交付の時には回収必須

- ・平成27年10月時点の住所に、1世帯1封筒で世帯主宛てで送付された。



→紛失の場合はお知らせください。



【個人番号通知書】

マイナンバーカードの交付時も回収はしません

- ・令和2年5月26日以降の届出、出生や初回の海外からの転入時に世帯主宛てに送られる
- ・個人番号のお知らせであり、証明書ではない

【住民基本台帳カード】(持っている方のみ)

マイナンバーカード交付の時には回収必須

- ・平成27年12月28日以降は新規発行はないが、券面の有効期限末までは利用可能



→紛失の場合はお知らせください。

個人番号通知カードと住民基本台帳カードはマイナンバーカードと同時に持てないの。マイナンバーカード申請の時に返却してね♥



最終確認事項

- ・住民票登録地はどこか？（姫路市かそれ以外か、施設か元住所か、等）
- ・成年後見人制度を利用しているか？
- ・ご本人（とご家族）が申請に同意しているか？
- ・郵便の転送をしていないかどうか？（**カード及び交付通知書は転送先には送付できません。**）
- ・通知カードの有無の確認と本人確認資料は何があるか？必要書類は足りているか？
- ・写真撮影時に本人の拒否はないか？枠内にJ-Lisが求める規格の写真が撮れそうか？
（やむを得ない事情がある場合は、J-Lis側に事情を伝えることは可能です。）
- ・マイナンバーカードの暗証番号を発行するか？保険証だけの利用が希望か？
- ・申請サポート、受領（交付）サポート助成制度を利用する場合、**事前協議報告書の提出及び姫路市との打ち合わせが完了しているか？**